

### 第3期第2回練馬区障害者差別解消支援地域協議会議事録

- 1 日時 令和3年11月10日(水) 午前11時から正午
- 2 場所 Coconeri(ココネリ)3階 練馬区立区民・産業プラザ研修室2
- 3 出席委員 森山委員、松澤委員、市川委員、田中委員、山岸委員  
矢野委員、千葉委員、中野委員、大谷委員、亀田委員  
蔵方委員、高橋委員、中田委員、下郡山委員、柴宮委員  
枝委員、北原委員、清水委員  
(以上18名)  
※欠席委員 的野委員、石野委員、野田委員、齋藤委員、笹委員
- 4 傍聴者 4人
- 5 議題
  - (1) 区における障害を理由とする差別に関する相談について
  - (2) 合理的配慮の提供等の区内事業者への周知について

#### ○会長

第3期第2回練馬区障害者差別解消支援地域協議会を開催いたします。コロナの中で、いろいろ障害をお持ちの皆さんの生活も大変でございましょうし、それから、私は気にしているのですが、生活困窮者自立支援法を絡めていうと、やはり住宅給付金の相談対象が、がらっと変わったという報告を聞いておまして、女性のシングルマザーの問題とか、そういうところを含めて、障害も決して例外ではないかなと思います。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、協議事項、報告事項でございしますが、まず第1は、区における障害を理由とする差別に関する相談についてということで資料1が出ておりますので、説明をお願いいたします。

#### ○事務局

(資料1の説明)

#### ○会長

ありがとうございました。多様なご相談をいただいて、どういう解決をしたかということが資料としてご用意いただいております。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

#### ○委員

合理的配慮に関する相談事例の(11)、職員向けユニバーサル研修において情報保障の要望があったとありますが、情報保障というのはどういうことでしょうか。

○事務局

このユニバーサル研修において配布いたします資料等について、それぞれの障害に対応するような資料の提供のご要望があったので、拡大文字やルビ付きの資料の提供を行ったということになっております。

○委員

情報保障という言葉の意味をお伺いしたいのです。どういうことですか、これは。

○障害者施策推進課長

情報保障ということは、一般的に、視覚障害のある方について、こういった墨字では、なかなか情報が伝わりませんので、例えばご要望に応じて点字であるとか、あるいは拡大文字であるとか、あるいは音声でと、そういった形で情報をお伝えすることを情報保障というように言ってございます。合理的配慮の部分と近い概念かなと思います。

○委員

この用語は、昔から使っておりましたか。

○障害者施策推進課長

そうですね、視覚障害や聴覚障害の方が中心でございますが、情報保障という言葉は使っております。

○委員

はい。勉強いたします。ありがとうございました。

○会長

先ほどの自立支援協議会で議論をした条例の話と深く関わるようなところがございます。

○委員

そうですね。そういった事業を取り入れていますからね。

○会長

はい、どうぞ、委員。

○委員

この前、衆議院選挙、その前に都議会議員選挙がありましたね。その会場における合理的配慮について、聴覚障害者、他の障害者もそうですけれども、投票しやすいような手段を考慮していただきたい。

例えばコミュニケーションボードを準備するとか、ちょっと頼るべきか分かりませんが、手話を理解される方がいらっしゃるのか。

期日前に投票に行ったとき、身分証明が必要だということを言われて、そのときは証明するものを持っていなかったのでも、投票できないという状況がありました。これは区内のことではないのですが、こういう対応の仕方も、ちょっと考えていかなければと思っています。

#### ○障害者施策推進課長

投票に関しては、非常に大事な権利ですので、選挙管理委員会から、色々私どもにご相談があります。例えば、聴覚障害の方、先ほど、委員がおっしゃいましたように、全ての会場に手話通訳を設置するというのはなかなか難しいので、例えば、筆談やコミュニケーションボードなどで対応させていただくことになっております。区内のことではないということで、身分証明書のお話がありました。当区では、身分証明書がなくても聞き取りによって投票することが可能だと聞いております。大事な1票ですので、投票していただければと思います。以上でございます。

#### ○会長

ありがとうございました。よろしゅうございましょうか。他に何かなければ、また後でまとめてということで、次の、障害のある方への適切な対応の区内事業者への依頼について、ご説明をよろしくお願ひいたします。

#### ○事務局

(資料2の説明)

#### ○会長

ありがとうございました。この件について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。色々なルートで周知徹底ということで、大変だなと思います。事業者といっても、大変広い範囲に渡るので、商工会議所というのは、会員でない事業所も相当あるのですか。組織率といったら失礼ですが、どのくらいのものなんでしょうか。

#### ○委員

練馬区の事業所、統計によりますと、今、1万8,000事業所があります。会員は2,500ということですので、大体十数パーセントの組織率になっております。

それで、実はここにありますメールマガジンのほうは、会員でなくても登録ができるようになっておまして、こちらの登録が今、3,500ほどあるような形になっています。

また、会員の企業さんでなくても、経営相談とかは日常的に承っております。そういった方々も含めて、こういったチラシによりまして周知もできるか

など考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○会長

ありがとうございました。コロナでシールドっていうのがコミュニケーションの障害、本当にこれが早くなくなって欲しいものです。やはり、コンビニでも、お互いに聞き取れないような場面は、もう皆さんが経験されているかと思いますが、ましてやハンディキャップがおありになると大変だなと思います。

配慮を皆さんお互いにし合うというのは、とても大事だなと思います。改めてそういうことを、この事例を拝見していて痛感をいたしました。何かご発言ございませうか。

#### ○委員

今の周知を行う事業所についてですけれども、私も意思疎通条例検討部に参加していた関係で、コンビニをよく障害者の方が利用して、少し温度差があったという意見があります。コンビニへの周知の予定はあるのでしょうか。

#### ○事務局

コンビニは、本日、ご案内させていただいた周知先には含まれていませんが、委員からご意見を頂戴しましたように、今後条例の制定に向けて、コンビニについても、周知啓発していきたいなと考えているところでございます。

#### ○会長

よろしゅうございませうか。委員からお手が挙がっております。よろしいですか。

#### ○委員

今のご質問、非常に私、前から気にしておまして。要するに、地元の飲食店、あるいはその他の中小企業の方々だけではなくて、全国組織のコンビニ、色々ありますね、その他のいわゆるチェーン店。これに対する働き掛けが、精神保健福祉事業の中核体としての区の、要するに手の及ばないところにあるのです。しかもコンビニとかそういうものは、障害者はたくさん利用するのですよ。使いやすいのです。そういう意味では、ぜひ全国組織のそういうチェーン店とか、そういう業者に対して、どういうふうに働き掛けるか。これは区でぜひコメントをいただきたいと思います。

#### ○障害者施策推進課長

先に委員からもいただきましたように、コンビニなど非常に身近な場所でお使いになるところがやはり大事だろうということで、合理的配慮の提供等の周知を行う事業者について、ファミリーレストランは残念ながらコロナの関係でできませんでしたが、飲食店などを中心に今回は選びました。コンビニについ

でも、今後働き掛けを行っていきたいと思っているところでございます。

今、委員から、コンビニだと大きな全国チェーンですので、そういったところへの影響も考えて欲しいというようなご趣旨だったかなと思います。そういった部分、なかなか練馬区単体でとなると、全国組織では難しいところがありますので、こういったわれわれがやっている事例を報告するなどの中で、東京都にも働き掛けていくということを考えていきたいと思っています。以上です。

#### ○会長

コンビニは、窓口の方たちが必ずしも常勤ではない、非正規雇用の方がものすごく多いし、外国人の方も多いので、余計配慮に関する教育が十分なのか、それと、しかもオーナーさんが意外と当事者じゃなかったりする。さっきおっしゃったように、コンビニ全体がそこら辺のこと、売れることは一生懸命やるけど、そうじゃないことはやりたくないという、それはあからさまなところもないけど、東京都の産業経済局や、場合によっては、コンビニは経済産業省の所管ですから、そういうことも含めて、色々考えなければいけない。

ある意味では、商店街の昔の楽しさみたいなのをコンビニが奪っているところがあって、あれは自由主義の行き過ぎって、コンビニによくかじるのですが。昔は会話をするときも、コミュニケーションはそれこそ配慮してくださるといって、そういうことが普通だったのが、もののやりとりだけになって、先ほどの意思疎通はとてもしにくくなっているという感じがありますね。それはぜひ、なかなか難しい話、おっしゃるように、区としてなかなかアプローチしにくい世界ですが。

だけども、区内で営業している以上は、やはりお客さんに責任を持ってもらいたいという、そんな姿勢で働き掛けを、ぜひよろしく願いいたします。何か他に、どうぞ。

#### ○委員

これを見て、恵まれてきたのかなというのが一つありました。美術館のつえの件ですけど、その方はちょっと分かりませんが、つえを用意してくださるということ、とてもいいことだと思うのですが、うちの子どもたち、外を歩いていると、車いすが汚れます。そうすると、場合によっては美術館等を入れるときに、ちょっと注意をされたりすることもあるって、結局マットとかを置いてくださったりして、非常に親切にいただいていますので、どちらかというつえを貸してくださいという方はお疲れになったと思うのです。うちの会に関しては、私は、やはり自分の自助努力は大事だよということを、これから訴えていきたいと思っています。

コンビニも、私の知っている範囲では、私は行きます。それで、車いすで来たときに、よろしく願いしますって一言添えています。そうしたら、コンビニの方は言葉が分からなかったため、もしできたら新聞なら新聞って書いてくれば、私たちはすぐ対応しますから、その日の大きなものを書いて持ってく

るようお願いしてくださいますかということをお知らせしました。

だから、やはり私たちの自助努力がまず大事かなど。区にお願いする前に、そしてこれをやってもらえないからやってくださいということをお願いしていきたい。そして、練馬区は進んでおりますけど、車いす対応の施設が非常に少ないです。それに関しては、今後また違うところでお願いしていきたいなと思っています。一応、感謝の意味もありまして。

#### ○会長

ありがとうございます。やはりコミュニケーションで、お互いに意思疎通するというのはとても大事であるなと改めて思いました。いかがでしょうか、他に。よろしゅうございましょうか。

それでは、そろそろ時間でございますので、これで差別に関する協議会は終わらせていただきたいと思います。次回についてご案内をお願いいたします。

#### ○事務局

今回の練馬区障害者差別解消支援地域協議会につきましては、令和4年3月24日、木曜日、午前11時より開催をする予定でございます。開催が近づきましたら、各委員の皆さまへ開催通知でお知らせをいたします。事務局からの連絡は以上でございます。

#### ○会長

ありがとうございました。それでは、第3期第2回の障害者差別解消支援地域協議会を終わらせていただきます。ご参加いただき、真にありがとうございました。これで終了でございます。ご苦労さまでした。

——了——